

れた、チュンマイ大学ローケクリニックは、タイにおいて深刻なレイプ・暴行など女性に対する被害への対応を任務としている。

V. 最後に

大会の最後に、Frank S. Block教授 (Vanderbilt University Law School) より、同教授が編者を務めた、「世界の臨床法医学教育運動—社会正義のための弁護士教育」(2010年・刊行) (The Global Clinical Movement: Educating Lawyers for Social Justice (OUP, 2010)) の紹介があった。本書は、世界各国における臨床法医学教育の現状を紹介とともに、臨床教育の理論的課題を論じたものであり、臨床教育に関心を有する者にとって必読の文献であろう。なお、日本に関する章の執筆には、宮川成雄教授と筆者が加わっていることを付言する。

大会参加を通じて感じたことは、臨床法医学教育の発展には、各国において、それぞれ固有の困難が存在することである。しかし、本会議に参加した多くの教員・協力者が各地に存在する限り、臨床教育は、中長期的には、新しい教育方法として次第に定着していくことになるのである。日本国内において、そのような確信を得ることはまだ困難であるところ、ここに、日本から本会議に参加する最大の意義があるのである。

海外の臨床法医学教育

2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告

宮澤節生
大坂恵里
上柳敏郎
浜辺陽一郎

教育効果アセスメント強化への動向と

ABA認証評価基準改訂をめぐる論争の中で

—2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告(1)—

宮澤節生(青山学院大学大学院法務研究科教授)

1. イントロダクション

1. AALSとAALS年次大会

アメリカ・ロースクール協会 (Association of American Law Schools、以下AALS) は、「法学校教育をとおしての法律プロフェッショナルの改善」を目的として、アメリカの32のロースクールによって1900年に設立された団体で、現在172校が会員となっている¹。アメリカ法曹協会 (American Bar Association、以下ABA) が法律プロフェッショナル(そのほとんどは日本の弁護士に相当する)の全国的団体で、その認証 (accreditation) を受けることが各州での司法試験資格に結び付くのに対して²、AALSに加入を認められることはそのような制度的特典に結び付くわけではない。しかし、その会員校がABA認証校よりも少ないことから推測できるように、AALS会員となることは、ロースクールの中でも比較的に学問的水準が高いという評価を受けたことを意味する。

2011年度年次大会開催当時のAALS会長は、ブリガム・ヤング大学のH. Reese Hansen であった。協会の内部は、13の常設委員会、若干の特別委員会、それに92の部門 (section) によって組織されている。臨床法学教育については、委員会と部門の両方がある³。協会は、アメリカの法学校教師の名鑑 *Directory of Law Teachers* のほか、機関誌として季刊の *Journal of Legal Education* を発行している。

AALSの年次大会は、アメリカのほとんどの大学の前期と後期の中間にあたる1月上旬に開かれる。その内容は、ロースクールの制度的諸問題や教育の内容・方法に関する会合と、法学校の個別分野に関する部会に分けることができる⁴。当該年度の共通テーマに関連する部会は年次大会委員会によって組織されるが、ほとんどの部会は上記の委員会や部

門によって組織される。日本の私法学会、公法学会、刑法学会などに相当する法学分野別の学会がほとんど存在しないアメリカでは、後者の類型の部会は、報告の数は少ないものの、各分野での最近の動向をフォローする格好の機会である。審査によって採択した報告を出版する公募部会もあるので、日本からも積極的に応募すべきである⁵。

2. 今年度大会の背景と全体テーマ

今年度大会の背景としては、2つの動向を指摘することができる。ひとつは、教育効果アセスメントを強化しようという動向であり、もうひとつは、ABAが検討中のロースクール認証基準の改訂である。

教育効果アセスメントの強化というものは、成人教育に関する学習理論を応用することによって、具体的には、教育効果を各科目の最後に1回限りで測定する総括的評価 (summative assessment)だけではなく、学生の能動的かつ共同作業による授業参加を促進し、授業の各段階において学生の成長度合いを測定する形成的評価 (formative assessment)をも導入しようという動向である。これは、受動的学习を強い伝統的なロースクール教育が学生を疎外し、入学当時の理想主義を破壊し、きわめて不幸な生活を強いている（その結果不幸な法律プロフェッショナルが生まれる）という反省に基づく、最近の一連の改革提言⁶に沿うものである。

ABAが検討中の認証基準改訂⁷といふのは、一方では教育効果アセスメントの強化という動向を反映しているが、他方ではロースクール教育のコスト・高騰に対してコスト・カットティングを行おうという動向をも反映している。具体的には、前者の観点では、教育効果の目標として達成すべき合格率が引き上げられ、後者の観点では、専任教員要件や、臨床法学教育に関する要件の緩和が検討されている⁸。これに対して、AALS会長も臨床法学教育関係者も反対を表明している⁹。

このように、教育方法改善への一定の熱意と、かなりの危機感とを背景として開催された本年度大会の全体テーマは、「Core Educational Values; Guideposts for the Pursuit of Excellence in Challenging Times」というものであった。AALSの中核的価値観とされるものは、要約すれば、①厳格な学問的カリキュラムによって優れた授業を行い、②そのためには教員の研究、学問の自由、観点の多様性を保障し、③教員自治を尊重するとともに正義と

⁵ 2009年大会の例として、Eri Osaka, "Reevaluating the Role of the Tort Liability System in Japan," *Arizona J. Int'l & Comp. Law*, Vol. 26 (2009), pp. 393-426.

⁶ William M. Sullivan et al., *Educating Lawyers: Preparation for the Profession of Law*, John Wiley & Sons (2007); Roy Stucky & Others, *Best Practices for Legal Education: A Vision and A Road Map*, CLEA (2007), available at <http://www.cleaweb.org/best-practices-full-pdf>; いずれも日本語訳の出版が予定されている。

⁷ http://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/aba_approved_law_schools.html。興味深いことに、改訂を検討している委員会の委員長もロースクールのディーンである。

⁸ AALS会長の反対につき <http://www.aals.org/advice/Olivas.pdf>、CLEAの反対につき <http://cleamemberbridge.org/Resources/Documents/CLEA%20Bar%20Pass%20Statement%207%205%202011-1%5B1%5D.pdf>。

公共サービスへの学生のコミットを促進する、というということである⁹。これらの価値観の追求が、とくにABAの認証基準改訂¹⁰によって危うくなるのではないかという問題意識が明らかに窺われた¹¹。

なお、近年のAALSの年次大会では、国際ロースクール協会 (International Association of Law Schools) の部会も設けられており、今年は、全体テーマを反映して、“Core Values in Challenging Times - Transnational Perspectives”という部会が開設された。しかし、アジアの他の国々から報告者はあっても、日本の法科大学院協会や代表的法科大学院の代表者が参加したのを見たことはない。きわめて残念である。

3. 本報告記の分担

今回の年次大会には、臨床法医学教育学会関係者では、私のほか、大坂恵里准教授（東洋大学）、上柳敏郎教授（東京大学）、浜辺陽一郎教授（青山学院大学）の3名が参加することにわかつっていた。そこで、教育方法論に関する部会を中心に、予め分担を決めた。担当は、私が4つの部会・イベント、大坂准教授・上柳教授・浜辺教授が、各々2つの部会・イベントである。対象とした最初の部会は大坂准教授が担当されたが、ここでは、上記のイントロダクションを書く必要上、私の報告を最初に置き、以下、大坂准教授、上柳教授、浜辺教授という順序で掲載することにした。

なお、私が分担した部会・イベントに関する報告は、とくに資料の有無という点で、包括的ではないことをお断りする。

II. 著者分担の部会・イベントの概要

1. 1月6日(木) 2:00-5:00PM: AALS Committee on Curriculum Issues Program

3時間に及んだこの部会は、全体テーマが、まさに“The Importance of Student Assessment”で、学習を促進し、卓識した法実務家になるために必要な技能を発展させるためのツールとしての、評価方法を検討することを目的としていた。プログラムに、「ロースクール教員に理解できない（学習理論の）ジャーゴンを避ける」と明記されていたことから、学習理論の応用が一般教員には広く受け入れられているわけではないことが推測された。部会は二部構成で、45分間の第一部が評価を重視すべきこと自体の指摘にあてられ、残りの第二部が実践例の報告にあてられた。

第一部のタイトルは、“Why Student Assessment Matters”であった。司会はElizabeth M. Schneider (フルックリ) ¹²で、報告者はAnderson B. Francois (ハーヴィード大)、

Meredith J. Harbach (リッチモンド大)、Gregory S. Munro (モンタナ大)の3名であった。

これらのうちで、Harbachは、離婚交渉に関するシミュレーション授業の実践例を報告し、法理に関する科目 (doctrinal courses) でも形成的評価は可能であると主張した。具体的には、①メモ作成準備、②小グループにおける作業、③契約書起案、④反省メモ (reflection memos) の作成という4つの段階のそれぞれについて、与えるべき助言 (prompts) はなんであるかを報告した。要するに、段階ごとに懇切に指導したうえで評価し、次の段階に進むということであろう。授業自体は、日本では「法理」に関する科目というよりも実務技能に関するシミュレーション科目と受け取られるものであって、日本ではおそらく「法理」学習の効率という点で反論が出るであろう。のこと自体、学ぶべき「法理」と、あるべき学習形態に関する発想の違いが現れているように思われた。

Munroは、ロースクール教育に対して適切な評価が求められてきたことを、過去の各種の文書と、現在検討中のABA認証基準改訂案によって解説した。過去の文書として挙げられたのは、1986年の全国知事会の提言、1921年のカーネギー財團報告書から1994年の『マケレット・レポート』¹³を経て2007年のBest Practices¹⁴に至る一連のロースクール改革運動、大学全体に関する認証機関からの要求などである。ABA認証基準改訂案としては¹⁵、基準301 (教育目的)、基準302 (学修の成果 (outcomes))、基準303 (カリキュラム)、基準304 (形成的及び総括的評価)、基準305 (機関としての有効性の定期的レビュー) などが挙げられた。Munroの報告は、部会での順序は最後であったが、評価を重視すべきことの環境要因を解説するもので、実質的には部会全体へのイントロダクションの役割を果たすものであった。

第二部のタイトルは、“Improving Learning and Student Engagement Through Assessment”で、司会はPeggy Cooper Davis (ニューヨーク大)、報告者はMary P. Byrn (ウェイリアム・ミッチェル)、John Burwell Garvey (フランクリン・ピアス)、Barbara A. Glesner Fines (ミズーリ大キャンザスシティ)、Joan M. Heminway (テネシー大)、Steve Sheppard (アーカンソウ大フェイエットヴィル) であった。全体的な目的は、多様な評価方法の実例を報告し、新たな評価方法を多様な教育状況に組み入れ可能であることを示すことにあつたようと思われる。

Byrnは、共同クイズ (cooperative quizzes) と呼ぶ手法を紹介した。要するに、二段階で行われる小テストで、第1段階は個人で解答させ (20分; 評価の50%) たのち、第2段階はグループで解答させ (25分)、グループ全員に同じ評価を与える (評価の50%) というのである。この目的は、学生たちの学習コミュニティを形成することにあつて、期末試験 (ティクホーム) もグループで相談してよい。

⁹ 本大会のFinal Program, p. xviii.

¹⁰ 本大会に認定されたロースクール (その一部はアメリカのロースクールが設立している) の終了者にアメリカの司法試験受験をめざすという動向も、危機感の背景の一部を構成していたと思われる。

¹¹ 以下、「大」と表記していない所属校は単立ロースクールである。

¹² 日本語訳として、アメリカ法曹協会著「日本弁護士連合会編『宮澤謙生・大坂恵里著』『法医学改訂とプロフェッショナル・アメリカ法曹協会マケレット・レポート』(三省堂、2003年)。

¹³ 前注6。

¹⁴ 前注7。

Garveyは、ニューハンプシャー州で導入された代替的司法試験について報告した¹⁵。これは、ロースクール修了後に行う2日間のペーパーテストに代えて、ロースクール在学中に一連の評価を行うことによって、依頼者のために仕事ができる能力が身に着いたかどうかを基準として資格を付与するものである。同州のある最高裁判事が、伝統的司法試験に代えて、「マクリート・レポート」が提唱した技能と価値観に基づく新たな資格付与制度の導入を提唱し、これに州司法試験委員会とGarveyの所属校が協力して、2005年から導入した。通常は選択制になる2年次・3年次でも一定の必修科目（行政過程、刑事手続、専門職責任、文書作成、証拠、個人所得税、ビジネス組織、遺言・信託・遺産、クリニック／エクスターインシップ、公判前弁護、交渉、公判弁護、ビジネス取引、上級問題解決・依頼者カウンセリング）を講じ、学生が作成した文書や試験のポートフォリオを作つて、毎学期司法試験委員会が、「マクリート・レポート」に基づいて作成した評価基準で評価し、科目によっては標準依頼者（standardized clients）も用いる、というものである。試行なので少數を厳選したこと（当初15名、その後20名）も作用し、成績はきわめて良好で、他の州の司法試験でも全員合格したということである。教育課程で資格を付与するというのは英連邦諸国における制度とも共通性を有するように思われるが、必修科目の内容はニューハンプシャーにおける多數の弁護士の実務を反映したものであるように思われた。

Fineは、学生相互に評価させることでプロフェッショナルなスキルを養成する工夫を報告した。タスクを行い自己評価させる、1分ペーパーを書かせて弁護士の時間管理的重要性を理解させる、日誌を書かせて作業を振り返る機会を作る、学生相互に評価させて授業のただ乗りを防ぐ、などの方法である。このように教育すれば、成績評価の必要はないといふ。

Heminwayは、従来の評価方法（典型的には合否のペーパー2回と最終筆記試験）は口頭のコミュニケーション・スキルよりも文書のスキルを優先していると批判し、口頭試験の実践例を報告した。2年次・3年次の10名～20名が履修するSecurities Regulationに関する3単位科目で、中間試験期間に口頭試験時間を作り当て（各20分）、1週間前に試験資料を配布して、試験 자체はオープンブックで行い、その場で採点して、最終成績の20%とする、というのである。これだけでも豊かな「教育機会」が作り出されて、学习やキャリアに関する助言ができるので、70人ほどが履修するBusiness AssociationsクラスSheppardは、評価の対象となるスキルを段階的に学習する階層的学習（tiered learning）を提唱し、①基礎的能力→②依頼者を代理する能力→③法（裁判官の判断）を予測する能力→④プロフェッショナルとしての総合的判断の能力、という各段階に対応す

る評価方法を検討する。Heminwayと同じく、現在一般的な評価方法が書かせることにより評価に偏っていることを批判し、書かせることと実行させることとの両方で評価することを提倡する。

以上を全体的に見ると、『マクリート・レポート』を契機として、より実務志向的かつ多様な評価方法が導入されていることが理解できる。日本でも、一部では類似の実践がなされていると思われる。しかし、以上のような懸念等な指導と評価を多くの科目で行うためには、授業負担が軽く、1科目あたりの準備に十分な時間をかけることが可能だという条件が必要であろう。また、基本的背景として、究極の総括的評価である司法試験の在り方の違いも無視できないと思われる。また、学習能力が高い学生を有し、教員も研究志向的な上位校では、教育方法への取り組みは少ないような印象を受ける。

2. 1月7日（金）2:15-4:00PM: Presidential Program I: Teaching Excellence
会長の意向で、大会の全体テーマに基づいて行われた部会で、副題は“Integrating Knowledge, Skills, Values, and Assessment”であった。司会はAlison G. Anderson (UCLA) とGerald F. Hess (ゴンザガ大)¹⁶で、報告者はDavid B. Babbe (UCLA)、Rory D. Bahadur (ウォッシュバーン大)、Ingrid Michelsen Hillinger (ボストン・カレッジ)、Sophie M. Sparrow (ニューハンプシャー大) であった。この部会は、最近の学習理論によれば、効果的クラスとは、学習者中心的・知識中心的・評価中心的なもので、共同的学習のコミュニケーションなどになっているものを踏まえて、経験豊富な教員と実務家がパネリストとなつて、効果的教育とメンタリングとは何を検討することを目的としていた。
- 複数の個別報告というよりも、全体で一連のパワーポイント・スライドを利用してプレゼンがなされるという形式だったので、以下、報告者別ではなくテーマ別に、要点を整理する。
- (1) ロースクール授業への学習理論の適用：①教材だけではなく学生を教育するのだからに学び、いかに自己評価するか)。②深い理解を目指して教育せよ（プロフェッショナルとしての実務における究極的使用を目指して教育せよ；学生は知識の構造を記憶するのだ；知識は実際の問題解決に基づいて構造化される；等々）。③評価の重要性（教師によるフィードバックは学習ツール）。④学習者のコミュニケーションを作らねば（能動的共同学習を行わせる；プロフェッショナルの価値観を共有させる）。
 - (2) 新人弁護士の基本的スキル：「リーガルリサーチ／法的分析」から「文書の作成／検討」に至る一連のスキルが必要。
 - (3) 能動的学習の重要性：授業を、学生参加の学習機会へと転換せよ。目的は独立した学習者を作り出すことにある。
 - (4) 教師に対する課題：教師を殺さずに評価とフィードバックを行わせること。

¹⁵ 開催論文として、Garvey, "Making Law Students Client-Ready: A New Model in Legal Education," *Duke Forum for Law & Social Change*, Vol. 1 (2009), pp. 101-123; Garvey, "New Hampshire's Performance-Based Variant of the Bar Examination," *The Bar Examiner*, Aug. 2010, pp. 13-23.

¹⁶ 注21・145-148頁、「10の技能と4つの価値観」として知られる。

(5) 法実務における成功の4つの要素：①依頼者。②法的スキル。③ビジネス・スキル。

④市民性 (citizenship；チームワークと協働作業で自信ともに成長するのだ)。

(6) 他者との協働作業の学習：学生グループが自分でルールを決める（敬意・準備・時間・厳守・コミュニケーション・謙虚など）。→協働作業について教員が形成的評価を行う。→グループがルールを改訂する。→協働作業 자체を最終成績の10～15%とする。→期末に総括的評価を行う。→孤立して学習するよりも効果があがる。「教師を殺さないように」と警告しているように、授業の準備・実施と学生の指導・評価に多大の時間を要することは明らかであり、このような授業を実施するには、すでに述べたように、授業負担が少ないという条件が不可欠であると思われる。

3. 1月8日(土) 10:30AM-12:15PM: Section on Pro Bono and Public Service Opportunities

公募部会 (Call for Papers Program) の1つであり、副題は、“Best Practices Beyond Externships and Clinics for Integrating Access to Justice Education”であった。ロースクール学生のプロボノ・サービスは、カリキュラムと結合されてはじめて司法アクセスの改善への卒業生のコミットを増大させることができる、という発想に基づく試みに関する報告によって、司法アクセス教育を、クリニックやエクスター・シップを超えて法医学全体に統合する方法を検討しようとするものである。司会はCynthia F. Adcock(シャーロット)、報告者はMary Bowman (シアトル大)、Kimberly C. Emery (ヴァージニア大)、Gregory L. Germain (シラキュース大)、Susan Made-Rothstein (ノースイースタン大)、Laurie A. Morin (DC大)、David B. Oppenheimer (カリフォルニア大バークレイ)、Susan B. Schechter (同)、Susan Waydorff (DC大) であった。

これらのうち、Emeryは、学生にアメリカのローフームにおけるプロボノ活動について検討する機会を与えるために開講した1単位の科目について報告した。担当者は、自分ヒ、卒業生で大手ローフームのプロボノ責任者である弁護士である。1回目・2回目で大規模ローフームにおけるプロボノ活動の歴史と構造を解説し、以後、種々の問題を検討した後、最終回の9回目ではプロボノに関する現在の問題、とくに不況期のプロボノ活動について検討する。8～10ページの期末ペーパーでは、「未来におけるプロボノの傾向」などいくつかのテーマから選択させる。報告を聞きながら、この授業に大規模ローフームにおけるプロボノ活動へのインターナショナルなスキルを訓練されていない段階で行ってよいのか?」「1年次の学

習がおろそかになるのではないか」といった懸念が表明されたため、自分たちが担当していたプロフェッショナル・スキル科目に統合して、弁護士会リーダーとの接觸機会、学生リーダーのための訓練、新人弁護士による指導などを導入した。2010年秋学期には400人以上参加し、1年次生290人のほぼ全員が参加しただけではなく、クリニックを履修できないLL.M.学生若干も参加したという。参加したプロジェクトは、少年院収容者に対する権利教育、労働者の権利クリニック、その他、全部で16に及んだ。要するに、1年次生による法律相談活動の組織的展開であって、日本でも原理的に可能であり、これに近いものが一部の法科大学院では実施されていると思われる。しかし、法律基本科目の重圧が増す一方の日本では、1年次学生の大多数が参加するということは期待できないであろう。

4. 1月8日(土) 12:15-1:30PM: Section on Clinical Legal Education Luncheon

臨床法医学部会恒例のランチョンで、メイン・イベントは、2010年度 William Pincus賞の授賞式であった。今年の受賞者は、ニューメキシコ大学のChristine Zuni Cruz 教授である。彼女は、Southwest Indian Law Clinicの共同ディレクターであり、現在もブエプロに家族と住みながらロースクールに通勤していて、部族裁判所の裁判官でもあるという。このようなクリニックと教員が存在していることに、いろいろな問題は抱えながらもアメリカの臨床法医学が到達した、幅と奥行きを感じたことであった。

¹⁸ ちなみに、私が青山学院大学法科大学院で開講した「公益弁護活動論」では、2年次と3年次の間の春休みに、法テラス法律事務所、ひまわり基金公設事務所、一般法律事務所などでインターンシップを行っているが、大手ローフームは未開拓である。

学生を幸せにするためにロースクールが行うべきこととは

—2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告（2）—

大坂恵里（東洋大学法学部准教授）

はじめに

1月5日（水）から8日（土）まで、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市で開催された2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会に参加した。以下、傍聴した部会の概要を報告する。

1 Section on Academic SupportおよびSection on Balance in Legal Educationの共催、Section on Student Serviceの後援による「ヒューマナイズすることを超えて：ロースクールは幸せな学生を卒業させようと努力することができるか—そうすべきか」

(Beyond Humanizing: Can—and Should—Law Schools Strive to Graduate Happy Students?) (1月5日（水）14:00-17:00)

(1) 第一部

はじめに、Stanford Law SchoolのDeborah L. Rhode教授が報告を行った。Rhode教授は、アメリカ法曹協会とシカゴ大学のNational Opinion Research Centerによる共同調査において、弁護士の半数しか自らの職業に満足していない、という結果が出たことを紹介し、その理由として、弁護士になってみると、勤務時間の長さ、競争、メンターを得られない、パートナーシップを得られるとは限らない、公益を追求できる仕事だけができるわけではない等々、学生時代の期待とのギャップが大きいからではないかといふ推測を述べた。そして、そのようなギャップを埋めるために、ロースクールは、例えば、パートタイムで働くことが昇進にどう影響があるか、プロボノの仕事がどの程度できるか—プロボノができる状況にいると満足度が高い—など、学生のキャリア選択の際にはより多くの情報を与えるべきである、といふ提言を行った。

(2) 第二部

前半は、Whittier College of LawのPaula Manning教授、University of Connecticut School of LawのRebecca Flanagan教授、Arizona State University Sandra Day O'Connor College of LawのCorrie Rosen教授、University of Maryland School of LawのRussell McClain教授が、全員参加型セッションを行った。会場の参加者達を5人一组に分けて、配布されたレジュメ「Make Someone Happy: The Happiness Game Show」と仮想学生のプロファイルを基に、ロースクールの学生を幸せにするためのプレ・オリエンテーション・プログラムを構成させたり、教室で前向きな雰囲気を作るための応答、ペーパーの効果的な添削、オフィスアワー時の学生のサポートの仕方を考えさせたり、多様な学生に対してどのようなティーチング・メソッドを用いるべきか相談させたりした。

後半は、Marquette University Law SchoolのAndrew P. Faltin教授が全員参加型セッションを行った。会場の参加者達を2・3人一组に分けて、配布された資料「Utilizing Students' Strengths as a Vehicle to a Happier Law School Experience and Professional Life」に載っている仮想学生のプロファイルを基に、彼らに適切な科目や適切なキャリアを考えさせた。まとめとして、学生に、自身の長所を見つけさせること、その長所を授業やキャリア・プランニングや科目選択に活用させることを、在学中を通じて日常的に行わせるべきことを提唱した。

(3) 第三部

前半は、Seattle University School of LawのPaula Lustbader教授とUniversity of California Hastings College of LawのLaurie B. Zimet教授が全員参加型セッションを行った。まず、ロースクールの教職員が学生に対し日々行っていることを実感させるために、会場の参加者達に、初対面同士で相手のことを推測し合うゲームをさせた。次に、参加者達を3人一组に分け、仮想学生のプロファイルを基に、彼らにどのような方法で勉強させるかを発表させた。様々な意見をまとめる、学生は多様なので学習方法も多様である、という結論になった。それから、プロファイルにあるような情報を得るために、学生本人にバイオグラフィーを書かせる、学生同士にインタビューさせ合う、面談する、フェイスブックで検索する、などのアイディアが出された。最後に、個々の学生の事情—離婚したかどうかなど個人的な内容も含めて—を知ることが、個々の学生の幸福感や満足感を高め

2005)。

最後に、University of Missouri-Kansas City School of LawのNancy Levit教授が、学生にどのように幸福感を持たせるかについての実践例を紹介した。Levit教授は、「The Quest for a Satisfying Career in Law」という科目を共同担当しており—シラバスは<http://law2.umkc.edu/faculty/projects/finalts/happylawyers/Questions.html>で参照することができる—、また、この問題に関する著作も出版している (DOUGLAS O. LINDE AND NANCY LEVIT, THE HAPPY LAWYER: MAKING A GOOD LIFE IN THE LAW (Oxford University Press, 2010))。

る、という意見でまとめられた。

後半は、Florida State University College of LawのLawrence S. Krieger教授が、ELIZABETH MERTZ, THE LANGUAGE OF LAW SCHOOL: LEARNING TO "THINK LIKE A LAWYER" (Oxford University Press, 2007) の内容を紹介した後、学生の自律性をサポートするところが学生の成功につながる、というまとめを行った。

(4) 感想

近年のアメリカのロースクールでは、法学教育をヒューマナイズすることが重視されているようである。全てのロースクールで実践されているのか一部にどまっているのかは定かではないが、成人教育機関において教職員が団結してこのような努力をしなければならないと考えられていることに驚かされた。

2 レセプション

(1) 全体レセプション（1月6日（木）19:00-21:00）

全体レセプションはサンフランシスコ市庁舎を借り切って行われた。現庁舎は1915年に完成した由緒ある建物であるが、1999年に改装されたことで、外観も内装も大変美しかった。

主催者側の挨拶等はないので、皆、適当な時間にやってきて、適当な時間に去っていくという感じであった。社交の場ではあるが、新しい知人を作る場というよりは、再会した知人と近況を語り合う場になっているようである。

(2) 合衆国外からの参加者に加え、外国法に興味のあるアメリカ人研究者有志も参加し、盛会であった。AALS会長の挨拶があるなど、全体レセプションよりもレセプションらしい

おわりに

上記のほか、環境法、不法行為法、民事司法に関連する部会を傍聴した。必ずしも自身の研究分野に直結する内容ではなくとも、学界の動向や近時の裁判例を知ることができたので、大変有意義な出張であった。今後も機会があれば参加していきたい。

海外の臨床法学教育

弁護士倫理と公益弁護の課題

-2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告（3）-

上柳敏郎（弁護士・東京大学大学院法学政治学研究科教授）

1 急速に変化する世界における公的市民としての弁護士の特別の責任（Lawyers' Special Responsibilities as Public Citizens in a Rapidly Changing World）（1月7日

（金）午前10時30分-12時20分）

この分科会の主催者は、今次大会の主会場であるヒルトンホテルは労働争議があるということで、別会場であるパーク55ホテルの会議室を選択したとのことであった。出席者は約70人、スピーカーは4人、モデレーターはSusan D. Carle教授（American University Washington College of Law）であった。

1人目のスピーカーであるWilliam H. Simon教授（Columbia University School of Law）は、証券法と税法について、守秘義務と開示義務の衝突を論じた。弁護士実務では組織である依頼者に65パーセントの時間が使用されているのに、教科書での扱いは少ない。特に近時間題と思われる証券法や税法での守秘義務と開示義務の衝突である。サーべンス・オックスレイ法は、初めて弁護士を直接規制した。複層的組織には、利益相反が潜んでいる。弁護士のゲートキーパー的役割や弁護士会の役割がクローズアップされる。証券法分野では、アップ・ザ・ラダー、ノイジー・ウイズドローワルで対処しようとしている。証券弁護士は、ゲートキーパー的役割に抵抗しているといえる。他方、税法分野ではIRS230条は、ABAモデルルールより強い開示義務、つまり疑わしき取引について開示義務を導入した。特に弁護士が取引に関する助言をしたとき問題となる。当事者主義的モデルとゲートキーパーモデル（仲介者の地位）の2つのモデルがあるとすると、税法弁護士はゲートキーパーへの方向であり、証券弁護士の指向は中間的である。機能的要因として、証券法弁護士は、投資銀行が有力なライアントであり一般的に裕福であるに対し、税法は、人員不足の税務当局を弁護士が補完しているという歴史的原因、政治的背景があると思われる。

2人目のスピーカーであるScott L. Cummings教授（University of California, Los Angeles School of Law）は、公益弁護の実情について問題提起をした。フルタイムの公益弁護士業務において、専門性、能力が強く問われる。市場主義的なサービス提供に陥ったり、地盤的に弁護士が偏在したりする危険性がある。法律扶助分野におけるバランスが必

要であり、公益分野における法的サービスの量、質、分野が問われる。1975年ころに弁護士はプロボノに年間6パーセント120時間しか使っていないと批判的に報告された。

しかし、最近は年間30時間に減っている。もっとも昔は、教会への奉仕が多く、人権組織や法律扶助は少なかったともいえる。

3人目のスピーカーであるNora F. Engstrom教授(Stanford Law School)は、人身賠償分野で、Settlement Mill(和解するにすれば和解工場というべきか)類型の法律事務所が登場しており、次のような特徴があると指摘した。(1)積極的に広告する。(2)少額事件を多数件(年間数千件)扱う。(3)弁護士に積極的に業務をさせ、弁護士が依頼者と会わないこともある。(4)和解に焦点をおき、訴訟を使わない。(5)弁護士の出来高に応じて賞罰を分配する。(6)法廷に立つたことがないのに有名事務所となっている。1977年から2002年にかけて、テレビ広告が爆発的に増加し、この間交通事故で弁護士代理率は19パーセントから40パーセントに増加した。

4人目のスピーカーであるRobert K. Vischer教授(University of St. Thomas School of Law)は、弁護士への信頼とは何かについて検討し直す必要があるとの問題提起をした。

国際化のなかで、英国や豪州法律事務所が優位になっているが、例えば、直接依頼者と面会しなくとも、スカイプでも面会は補完できるのか。弁護士以外の法的サービス・プロバイダーとの境界が低くなると、あるいは隣接業種との区別が少なくなると、弁護士への信頼は低くなる危険性がある。MDP発展の影響は大きい。弁護士だから信頼できる、という一般社会からの受け止めが減少し、システムとしての司法や弁護士へ信頼が揺らぐ危険性を感じる。

質疑応答の中では、保険の発展により從来の原告弁護士(出来高制報酬)が受任しないような案件が受任されてきたのではないか、プロボノやパブリックインタレストの概念自体が変わってきているのではないか、教会への奉仕はプロボノか、大事務所のプロボノ奨励をどうみるか、大事務所が若手養成のためにするプロボノの質はどうか、Settlement Millが伝統的弁護士代理かで依頼者にとっての結果は異なるのか、Settlement Millは少額案件には有効だが高額案件は異なるのではないか、広告と信頼低下の関係はどうか、等の発言があった。

ロースクール教育にどうもちこむかであると発言した。

1人目のスピーカーのDouglas L. Colbert教授(University of Maryland School of Law)は、弁護士は法へのアクセスに欠ける人々のためにもっと活動すべきである旨情熱的に論じた。例えば、外国人退去命令への対処案件や生活保護申請等に、弁護士は同席していない。つまり、一番大事なところに弁護士が関与していないのが現実である。刑事弁護分野は、憲法上の権利と言っているが、実際は、最初の勾留質問に弁護士が同行していないことは多い。最初の勾留質問に弁護士を受ける権利があるのは、一部の州(ニューヨーク、カリフォルニアなど9つ)にすぎない。重大な欠陥である。弁護士は、パブリック・シンジケンとして特別の義務がある。貧困者にもアクセス・トゥ・ジャスティスを、と働いているのか。ABAは最低50時間プロボノ義務を規定しているが、そのことをどれだけ教えているか。卒業後もその義務があることを、ロースクールで教えているか。法改革や法教育をクリニックで実現してきた。弁護士にとって、コンピテンシーとならんで、プロボノはコア・バリューである。現状では弁護士の6分の1しか最低50時間のプロボノ義務を果たしていないが、これが2分の1になれば膨大な時間が確保できる。

2人目のスピーカーであるJessica Steinberg教授(Stanford Law School)は、法律扶助や法的アクセスの危機を訴えた。法律扶助予算の削減は、景気後退で拍車がかかった。弁護士が代理しない事件の割合は、2008年から75パーセントとなり、今や8割である。弁護士業務をアンバンディングする(弁護過程を分解し、部分的に弁護士を利用できるようになる)ことができないか。弁護士・依頼者関係をもとと簡易につくれないと、多數の人によるサービス供給できない。扶助事務所に奥深くの課題である。

3人目のスピーカーであるDeborah M. Weissman教授(University of North Carolina School of Law)は、国際人権法の考え方方が米国の弁護士やクリニックに対し、社会権についての議論や批判法学、貧困法、コミュニケーションの発展、米国外の人権侵害への着目等に影響を与えてきたと指摘した。しかし、当事者と弁護士との関係等、課題はたくさん残っている。例えば、人権侵害者への対処について、被害者補償等を試みてきたが、旧植民地、不平等への取り組みは不足している。国内問題についても、例えばDV(家庭内暴力)の政治的・構造的対処は不足している。難民分野では、メキシコでの迫害の危険について主張しながら、米国のみに干渉等について主張しないというようなことである。要因を指摘するだけで、構造的問題改善にとりくまなくてよいのか。倫理的問題、学際的検討が必要である。当事者救済と政治経済歴史的分析の双方が必要である。

4人目のスピーカーであるLinda F. Smith教授(University of Utah S.J. Quinney College of Law)は、正義を促進するためにロースクール教育の改革が必要であることを訴えた。法曹論理科目も実体法科目も改善が必要である。ABAは弁護士として必要なことを教育せよと求めており、かつプロボノ義務を課しているのだから、ロースクールでプロボノのやり方を教育する必要があるのではないか。クリニックとの共同やエクステーンシップ、プロ

ボノプログラム等の工夫が考えられる。実務科目の改善も必要である。学生と教員によるコミュニケーションティベースリサーチや、クリニック、エクスターんシップの活用である。制度的批判 (institutional critique) の重要性を再認識すべきである。法改正活動に関与することも有用である。2005年から、プロボノを必修とした。指導を受けつつ省察をすること (guided reflection) や教員の関与が重要である。

質疑応答の中では、主流科目がどうして貧困者や地域への貢献を受容しないか、理論的教育だけだと実務に役にたないことを指摘すべき、法改革関係の仕事は充実感があり倫理的義務である、AALS代議員会は今次大会の会場選択時に労働争議に配慮することを否決したが賛否は拮抗という風に変化がある、クリニック必修化は重要、成文でspecial duty as a public citizenが規定されているので好き嫌いの問題ではない、貧困法部会は貧困法の観点からカリキュラム改進提言をしたいと計画している、transactional lawyer (非訴訟弁護士) にとってどうか、カリキュラムへの反映が実現しない段階でどうしていくか、エクスターんシップの活用、理論科目教員と共同可能である、理論科目教員と裁判所へ行くことが重要である等の発言があった。

3 所感

報告を担当した分科会は2つとも、プロボノや公益的弁護、アクセス・トゥ・ジャスティスの重要性を強調するものであった。報告や発言の内容は日本の臨床法医学教育の現場で議論されていることと類似しているともいえるが、背景をなすアメリカの法曹倫理教育やクリニックとそれを支える教員層の厚みを感じた。

年次大会に参加するのは2回目であるが、2度とも環境法部会の1日現地調査に参加した。前回はニューオリンズのハリケーン・カトリーナの被災地の復興・未復興状況を見た。東日本大震災の被災地を尋ねたときも、ニューオリンズの建物の入り口階段や道路標識だけが残っている光景を思い出した。今回の年次大会では、サンフランシスコからわずか1時間とも思えないデルタ地帯の乱開発・治水不全の状況を目撃することができた。これらに、環境法や臨床法医学の教員が熱心に参加している姿にも感銘を受けた。

年次大会全体について感じることあるが、討議テーマの選択や内容のみならず、会員や会場の熱気に触ることは日本の関係者にとって大きな意義があると思う。

海外の臨床法医学教育

アメリカのロースクールの直面する危機と展望

-2011年度アメリカ・ロースクール協会年次大会参加報告(4)-

浜邊陽一郎(弁護士・青山学院大学大学院法務研究科教授)

カリフォルニア州サンフランシスコで、2011年1月5日から1月8日にかけて開催されたアメリカ・ロースクール協会年次大会において、筆者が参加したセクションの概要を次の通り報告する。

○1月5日(水曜日)午後2時~3時45分 国際交流部会：国際プログラムの規律と責任の展開

国際プログラムの実施に伴う学校の責任に関する裁判例を紹介しながら、ロースクールが国際プログラムの実施に関して留意すべき問題点を議論した。ロースクールは、学生に対して予想できるリスクに関して合理的な注意義務を負っており、リスクの回避を示す義務がある。もっとも、学校の教育目的が尊重され、類似の状況にある非学生の場合よりも高度の保護義務を否定する傾向が見られるという。その意味で、リスクをすべて取り除く必要はない。ただ、ベストプラクティスとして、ABAの基準を遵守して、教員は現場を監督し、訪問し、必要な警告をすること等が必要である。このほか、文化的摩擦の問題、ビザをめぐる問題などが議論された。例えば、中国は学生ビザの取得が著しく困難なので、事実上、旅行ビザで対応することが止むを得ないといった指摘もなされた。

残った時間で、2時から始まっていた「法教育支援と学生サービス部会の共同開催による人間性を超えて：ロースクールは学生を幸福にできるか？すべきか？」を開いた。学生のプライバシーのどこまで踏み込めるのか、また学生を励ますのはいいとしても、具体的な実践には多くの課題がある。また、学生に対する助言がどこまで的確にできるのか、学生の希望とのギャップがある場合の対応の困難さも検討する必要があろう。

○1月6日(木曜日)9時~10時20分 国際法部会「2010年回顧：国際司法裁判所の課題」

コソボの独立宣言が国際的に認められるか？これは政治問題か法律問題かという肝心の問題については、あまり深く論じなかった。ギニアとコンゴの紛争、ニカラグアとコロンビアの領土問題その他、主要な事例が紹介された。国際司法裁判所で取り扱う問題は、戦

争・紛争が起きている問題が多いが、本来ならば戦争になる前に国際司法裁判所を利用することによる紛争解決を図るようになるべきだというコメントなどがあった。

◎同日10時半～11時50分 学生サービス部会：性格・適性について、開示するか開示しないか、それが問題だ」

司法試験において性格・適性について陳述する場合に、どこまで開示し、開示しないかが問題となることがある。この点について、50州のうち、3州は何も証明を要しないが、2州はロースクールの証明書を求め、7州はNCBFBフォームを求め、39州が各種のフォーム、質問、宣誓供述書を求める（この一覧表資料あり）。学生個人の利益とは別に、依頼者の利益、ロースクールの名声、健全な学習環境を確保する利益などを考慮して、バランスを図らなければならない問題である。ミネソタ州の試験委員から一般的な考え方が説明されたが、基本的には開示して相談してほしいということである。

具体例として、4つほどのシナリオが示され、例えば、ロースクール在学中の男女問題をどう取り扱うか、飲酒問題はどうか、友人のLSD製造の共犯で訴追された過去などの取扱について検討された。解決方法としては、条件付で資格を付与することもあり、その条件にはさまざまなもののが考えられるということである。

日本でも、法曹資格を与えるに相応しいかどうか、過去の経歴をどこまで調べるべきかという問題があり、それと並ぶ問題である。アメリカは、対象人数が多いだけに見逃しも多いのだろうが、この性格・適性審査は、かなり力を入れているようであり、全体として1%未満ではあるが、資格を取りれない結果となる学生がいるということである。

◎同日2時～3時半 契約法部会「意思と状況の解釈について」

6人のパネリストのうち4名がアジア系であり、そのうち1名は英國から招かれていた。アメリカでは、口頭証拠排除の原則、訴訟防止法などがあるが、近時一部の事例で意思主義の観点から、パネリストは、本当の意思に着眼して、黙示の意思を認定する事例について論じた。日本では当然のことであるが、フロアの参加者からは、アメリカ法では表示されていない意思について議論することについて批判的な議論が多く出され、分析の方法について疑問が提起された。

一つの事例として、仲裁合意が書面であるときには仲裁合意を否定し、仲裁合意がない場合に默示の仲裁合意は認めることができないといった2つのケースの違いについて議論された。消費者保護の考え方も含めて、コモンローの下でどのように「真意」が取り扱われるについて議論された。表示された意思を保護するか、真意を保護するかというジレンマを検討すべきであるという問題提起として理解できよう。

◎同日3時40分～5時 社会経済学部会：金融危機、コーポレート・ガバナンス、株主の長期的利益について

最初のプレゼンターが2000年の会計不正からSOX法の制定、2008年のリーマンショックまでの経緯を振り返り、短期的利得を追求する近視眼的な経営姿勢に対して、どのように規律するかという問題提起がされた（このプレゼンのパワーポイント資料あり）。

2番目のプレゼンターは、実証研究によると、合法はあるが、コストの操作をすることで、株価を操作している企業があり、こうした操作をする近視眼的な企業は、それをしない企業と比べてパフォーマンスが低下する傾向があることを報告した。これを防ぐためには、より透明性の高い開示規制が必要であることを提唱した。これは忠実義務や信認義務違反とまで主張することは、現在では困難であるが、将来的には、その実証研究によって規律を設ける方向に動くべきであるといった提案がされた。

3番目のプレゼンターは、独立役員、報酬規制の開示、SECによる規律などにより、短期的・近視眼的な利益追求から、長期的な利益追求をするように促すようにすることが重要であることを議論した。

◎1月7日（金曜日）8時半～10時15分 ADR部会：法教育拡大に向けた理論と実務を架橋する問題解決教育の方向性

理論教育から、どのように法律家らしく問題解決能力を身につけるかが問題である。学生は一般に受動的な姿勢を示すことが少なくないが、学生の受動的な態度の原因は、クラスの規模が大きすぎること、ADRが司法試験科目ではないこと等、多岐に渡るが、その問題解決のために、理論から実務科目への統合のために訴訟だけではなくADRの手法を盛り込んだカリキュラム改革を進め、シミュレーション、クリニック、コンペティションその他のツールを使ってNLDR（Non-Litigation Dispute Resolution=交渉を含めた訴訟外紛争解決方式）にアプローチしていくべきであり、どのように進めるかが議論された。このセッションでは、小グループに分かれて各自の取り組みについて意見交換をする時間が設けられ、例えば各自に書面の作成と併せて、口頭の議論をさせるようにして、実務的に問題を解決するための議論をするようにしていくといった指摘がされた。資料として、NLDR科目がロースクールでの程度、必修科目とされているかについての一覧の調査結果が報告され、それによるとNLDR科目を必修科目とするのが27%、選択科目とするものが49%等という結果であった。

◎同日10時半～12時15分 外国弁護士の大学院部会及び卒業後の法学院教育部会の共同企画～代替的LLMプログラム：各種の新たな展開について

代替的なLLMプログラムがますます一般的なものになってきている。この中には、例えば、オンラインまたはライブで授業を提供するものもあるし、標準的なLLMモデルとは異なった複数の方法を組み合わせるものもある。ABAの基準やボロニャプロセス（学士と

修士の共通化)について解説された後、既に取り組みをはじめている大学の経験談と単位の取扱に関する技術的なコメントに加え、それぞれの取り組みがいかにすばらしく、有益であるかが説明された。例えば、バーモント大学の環境法LLMでは、60もの環境関連の科目が設けられ、幅広く深く学ぶことができるとのことである。また、2つの学位を取得するプログラムとしてワシントン大学(セントルイス)と歐州の4つの大学と連携しているプログラムについても紹介された。

◎同日12時30分～2時 アメリカ・ロースクール・ランチオン会合(報告担当部分)
会長の挨拶から関係者への謝辞がなされ、続いて事務局長から各種の表彰(二通の論文表彰と各ロースクールの2010年表彰)がなされた。

基調講演は、オハイオ州立大学学長、Gordon Gee教授によるもの。Gee教授は、各種要職を経てきた重鎮であるが、かなり早口で最初に冗談の連発で会場を大爆笑に包み、成功物語から友人との様々な親交のエピソード、法律家に関する冗談(Lawyer Joke)等を織り交ぜながら一通り話すと、会場となっているヒルトンホテルの労働争議にAALSとして何ができるのか、という切り口から本題に入った。

本題の内容は、現代が深刻な危機に直面しており、今こそ闘う時であることを呼びかける情熱的な演説であった。賛美な知的な挑戦によって、変化を実現すべく努力することが重要であり、将来のために責任のある使命を果たすべきであることを訴えた。目に見える当面の課題だけに囚われることなく、革命的な社会的な変化を受け、大勢の学生のためにAALSの各参加者に指導力を発揮してほしいと主張した。

◎同日2時15分～4時 会長プログラムⅡ：人種差別後の世界におけるロースクールの多様性

昨今の経済状況に伴って、人員削減が進み、アジア系以上に、ラテン系、黒人の入学がより多く減っている状況がある。人種の格差は成績でも現れており、期末試験や司法試験でも格差が見られる。これらの成績の格差をどのように縮めていくかが問題であるが、一つのポイントとして、人種の違いがないものとして無視するのではなく、人種の違いがあることを率直に受け入れて克服していくことが必要であることが指摘された。また、少数民族の教員が、ネットワークを広げ、各ロースクールで人事委員会などに積極的に入っていき、積極的に少数民族を登用していくべきだといった各種の実践的なコメントがされた。

◎同日4時～5時45分 法曹倫理部会と民事手続法部会共同開催

「裁判官の忌避事由をめぐる現代的課題：2007年ABAモデル規範の評価」
裁判官の忌避が極めて限られた運用のなされていることが、裁判の公正に重大な問題を惹き起こしていることが報告され、立法的な措置の必要性について提唱された。特に裁判

官の政治的な立場は、忌避する理由として取り上げられないが、これは不适当である。また手続きとしても、自らが忌避事由の判断をするのも改めるべきである等の指摘がされた。2007年ABAモデル規範は州が実質的な選舉の貢献をしている場合には必要的な忌避とすることを推奨している。

◎1月8日(土曜日) 8時半～10時20分 国際ロースクール協会会合

コアバリューは世界共通か？

AALSは、コアバリューとして、「主としてフルタイムの教員・学者から構成された自治」を掲げるが、「フルタイム」を中心だとか、「自治」といった価値は、アメリカ以外では必ずしも疑問の余地がないわけではない。そこで、イタリア、オーストラリア、シンガポール、オランダ、マレーシア、アルゼンチン、中国等のペネリストが、それぞれコメントした。全体として、基本的にはコアバリューはOKで、例えば、学問的自由の推進、法曹倫理及び公的利害の増進、法的技術と社会的正義の向上、法の支配の促進といった価値については共通性があるが、フルタイム、自治には疑惑があり、多様性についてもその意味合いは国によって異なる(オーストラリア)などの指摘がされた。また、マレーシアや中国は特殊事情があることを説明し、そのニュアンスの違いが表明された。

◎同日1時半～3時15分 教育法部会：やわらかいハンマー、口頭技術、そして成績評価－厳しくダイナミックなロースクールにおける経験的教育技法
このセッションは、3つの部分から構成された。

第一部は、参加型のセッションであった。

一般に、教員が高い期待を持ち、その期待に達するために教育を行い、自信と学生への尊敬などがバランスよくあわさったときに、最もよく学ぶことができる。あまりにも緊張が強すぎると学生は詰めてしまい、甘すぎてもいいがない。挑戦的な緊張感と、支援する環境のバランスが重要である。

そこで、まず参加型の議論として、挑戦的な緊張を盛り上げるために行っていること、支援する環境のために行っている教育技法を、小グループに分かれて各自出しあって話し合った。挑戦的な緊張感を盛り上げるため、ソクラテスマソッドによる技法のほか、口頭での議論をさせること、プレゼンをさせること、各種の役を演じさせることが会場参加者から提示された。これに対し、パネリスト3名からは、契約的具体的な条項を作らせること、思考イメージを図解せること、現実の複雑な事実を調査させることなどが提示された。

次に、支援する環境のため、励ますこと、懇親・スナックをゼミに持ち込んでフランクに話し合う機会を設けることなどが会場参加者から提示された。一方、パネリストからは、景気づけること(Boom!)、しっかりと態度についてコメントすること、3分面談などがあげられた。

第二部は、学生のインタビュービデオを上映し、口頭での議論の仕方を向上させるために、エクスターインシップ等を経験させることの重要性を解説するものであった。

ロースクールでは、理論的な法理論の学習において実務的な技法に焦点をあてる増やすことにより、学生が実体法を使えるようにする必要がある。ロースクールを卒業したその日から法律を実務で使いこなすことができるよう準備している学生にとっては、書面に書くだけではなく、口頭で議論をすることができなければならない。しかし、ロースクールのカリキュラムは、伝統的に、口頭弁論またはソクラテスメソッドにより、口頭での議論を強調してきたが、既に他の領域では口頭での議論が無視されてきている。

そこで、ワシントン大学の4名の女性教員による共同研究では、スマートワークにおける経験を通して、口頭での議論をすることの重要性を学生に体験させることができた。学生には、法律家のように考えるだけではなく、法律家のように話をすることができますうになつてもらわなければならぬので、1年生の夏の段階から、その疑似体験をさせることが重要であることが報告された。1年生の夏の段階では、法律家と話をすることも落ちつかなかつたり、体を振らしてしまったり、慣れないことから、法律家らしく話をすることができなかつたが、それがエクスターを経て、その後の学習にも好影響を与えるということが学生のビデオでの体験談を通して説明された。

第三部は、理論教育の試験とライティングの課題の成績との不一致について検討するものである。一般的には、ケースブックの試験とライティングの試験の成績には相関関係があり、多くは、一方ができるはずであるが、一定の割合で、ケースブックの試験では成績が良いのに、ライティングの試験の成績が悪い学生がいる。これは一体なぜか。この疑問に対しても、調査・分析を試みた。

仮説として提示されたのは、法的な分析は、①対象知識を理解し、②適用される事例を区別し、③適用される事例を分析して、④より狭い論点を深く分析するという流れになっているが、ケースブックの試験では主に①と②の達成度が計られ、ライティングの試験では主に③と④の達成度が計られるので、学生がこれを上手に使い分けることができないと、同じような答案を書いているのに、ライティング科目の成績が悪いという結果となる。また、ケースブックの試験では数多くのルールから適用されるルールを選び出すことが求められるのに対して、ライティングの試験では数多くの判例等から適用される判例を取り出して議論することが求められるという違いもある。こうした基本的なアプローチの違いを学生に教示することが有意義であり、学習成果を最大限できるはずであるという報告であった。資料として、学生の答案例が配布された。

◎その他

このほか、常設展示の掲示がされているが、そのうちコピーを配布しているものがある。一例として、「学生の学習スタイルを知っていますか？49%は一つの形態の勉強方法を取っており、51%が複数の勉強方法をとっている。その内訳がデータで簡単に示される」

その他いくつかの掲示がされていたが、概説的な記述であるため、詳細は、各自コンタクトするように書いてあり、一種の広告宣伝のような格好になっている。

◎全体の所感

今回は2回目の参加であったところ、最初に参加したときのような感動はなかったが、多くのセッションを見ているうちにあつといいう間に終つた。議論の時間が必ずしも十分になく、少し物足りないセッションが多い印象である。

全体として、会場の広さはいつものことであろうが、開催ホテルが3つに分かれ、その移動が不便であることに加えて、全体的に一部の会合では参加者が著しく低迷していたうえ、殆どのロースクールの同窓会も開催されないなど、アメリカのロースクール全体において元気のなさが感じられ、不況や予算削減などの影響を受けているようである。基調講演は、こうした危機的状況で轟を飛ばす内容であった。

しかし、ロースクール教員が問題意識として抱いている各法領域の動向をアップデートする機会としては極めて有意義なイベントであり、アメリカ法の動向を短期間にアップデートできるので、また機会があれば参加してみたい。

<臨床法学セミナー>

*** 既刊 ***

第1号 「広島大学における臨床法学教育」 2009年1月刊

第2号 1. 「北海道大学における臨床法学教育」

2. 「大学附設法律事務所の課題」 2008年2月刊

第3号 「一橋大学における臨床法学教育」 2008年3月刊

第4号 「新潟大学における臨床法学教育」 2008年3月刊

第5号 「法曹技能の鍛錬とシミュレーション」 2008年9月刊

第6号 「全国クリニック調査報告書」(増刊号) 2009年4月刊

第7号 「司法改革時代の英国および日本の法専門職教育」 2009年7月刊

第8号 「臨床法学全国模擬裁判調査報告書」(増刊号)

2010年7月刊

第9号 「法科大学院の実務教育と司法修習」 2010年7月刊

第10号 「動き出した法曹養成と医師養成の連携」 2011年12月刊

臨床法学セミナー 第10号

2011年12月20日 発行

〒169-0050 新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所

発行人 宮川威雄

<Rinshohoken-jimui@ist.waseda.jp>